

学校法人東京女子大学に寄附をした場合の免税措置について

東京女子大学への寄附金は、文部科学大臣より寄附金控除の対象となる証明を受けており、下記のとおり税制上の優遇措置を受けることができます。この特典の適用につきまして簡単にご説明申し上げますとともに、関係書類をお送りいたします。

1. 所得の寄附金による控除および所得税控除

2011年(平成23年)1月1日以降のご寄附につきましては、従来の所得控除()に代えて税額控除()を選ぶことができるようになりました。最寄りの税務署にご相談の上、どちらか有利な方を選択し、確定申告にて控除の適用を受けてください。

【 所得控除 】

所得控除は、所得金額に対して寄附金額の大きい場合に減税効果が大きくなります。

「その年の寄附金額 - 2千円」が、課税される所得金額から控除されます。

控除できる寄附金額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

【 税額控除 】

税額控除は、所得控除に比べ小口の寄附金支出者への減税効果が大きくなります。

「その年の寄附金額 - 2千円」の40%相当額を、その年の所得税額から控除することができます。

対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度であり、税額控除額は、所得税額の25%が限度となります。

《 所得税額の計算方法 》

$$(a) \text{課税される所得金額} \times (b) \text{所得税率} - (c) \text{控除額} = (d) \text{所得税額}$$

(a)課税される所得金額	(b)所得税率	(c)控除額
195万以下	5%	0円
195万を超え330万以下	10%	97,500円
330万を超え695万以下	20%	427,500円
695万を超え900万以下	23%	636,000円
900万を超え1800万以下	33%	1,536,000円
1800万超	40%	2,796,000円

所得控除制度を利用した場合

「その年の寄附金額 - 2千円」は(a)課税される所得金額から差し引かれます。

税額控除制度を利用した場合

「その年の寄附金額 - 2千円」の40%相当額は(d)所得税額から差し引かれます。

2．個人住民税の寄附金税額控除

東京女子大学への寄附金を寄附金税額控除の対象寄附金として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

東京都（杉並区以外）にお住まいの方・・・（寄附金額 - 2 千円）× 4 %

杉並区にお住まいの方・・・（寄附金額 - 2 千円）× 10% 都民税 4% + 区民税 6%

3．寄附金控除を受けるための手続き

ご寄附いただいた翌年の確定申告期間（2月中旬から3月15日迄）に下記の2枚を添付して税務署へ申告して下さい。

- ・ 寄附金領収書
 - ・ 特定公益増進法人証明書
- 又は 税額控除に係る証明書